

役員退職慰労金規程

(平成 29 年 9 月 28 日制定)

令和 3 年 6 月 24 日改定

(目的)

第 1 条 この規程は、役員等の退職慰労金の支給に関する基準について定めることを目的とする。(退職慰労金の支給)

第 2 条 退任役員等に対する退職慰労金は、この規程の定めに従って、評議員会で承認された額を支給するものとする。

(支給額の算定基準)

第 3 条 退職慰労金は、その年度の報酬額の 1/2 の金額に在任年数を乗じて得た額とする。

2 役員等が在任した期間に常勤から非常勤、非常勤から常勤のように任務の異なる職務に就任した場合、また、役員等の役職が変わった場合は、それぞれの在任期間に応じた規程の算定基準で計算した額の合計額とする。

3 在任期間の 1 年に満たない端数月数がある時は、月割計算とする。

4 当法人職員を兼務し、職員退職給与の支給を受ける者は、その期間は重複して支給をしない。

(特別功労金)

第 4 条 在任中、特に功労のあった役員に対しては、特別功労金を支給することができる。

2 特別功労金は、第 2 条に規定する退職慰労金に含めて支給するものとする。

(特別減額)

第 5 条 在任期間中、役員等として当然果たすべき善管注意義務を怠り、当法人に損害を与えた役員等に対しては、退職慰労金を一部又は全額支給しないことがある。

(規程の改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、評議員会及び理事会の決議により行うものとする。

附則

1. この規程は、平成 29 年 9 月 28 日から施行する。

2. 第 3 条の在任期間については現在役員の就任当初からの期間を引き継ぐものとする。

3. この規程は、令和 3 年 6 月 24 日から施行する。